平成３０年第２回　飯塚市議会会議録第４号

　平成３０年６月２１日（木曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第７日　　６月２１日（木曜日）

第１　一般質問

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（藤浦誠一）

　これより本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。６番　奥山亮一議員に発言を許します。６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　公明党の奥山亮一です。通告書に従い、「コミュニティバスについて」と「公共施設の工事について」の２件、質問させていただきますので、よろしくお願いします。

まず最初に、コミュニティバスについてでございます。コミュニティバスについては、全国各自治体で民間の乗り合いバスが通行しない、または撤退した交通空白地域を運行し、市民の皆様の移動手段として、民間への委託などの事業を行っています。しかも運賃は低廉であることから、収支均衡させることは極めて困難であり、純然たる営利事業として捉えていないということです。近年、特に需要が伸びていくものと思います。その主な理由として、高齢者の免許証返納者の増加、各地域住民の高齢化、そして単独世帯の増加です。単独世帯については、具体的な数字ですが、平成２７年の国勢調査で発表されておりますので、少し述べさせていただきたいと思います。６５歳以上の人口、これ飯塚市ですけれども、３万８３４０人に対し、１７．２％の７８８６人が単独世帯となっております。平成２２年の国勢調査時よりも１２７４人の単独世帯が増加しております。このように世界のどこも経験したことのない超高齢社会が訪れております。片峯市長は本年をチャレンジ元年としてスタートされております。特に、地域の安全、安心、子育て支援、健幸都市など、本市の価値を高め、市勢の維持・拡大に努めると言われております。各事業がマイナス事業になることなく、さらなるプラス事業になることをお願いしたいと思います。それでは初めに、本市のコミュニティ交通について、質問をしたいと思います。コミュニティ交通については、長きにわたりさまざまな角度から検討などを重ねられ、現在の運行形態に至っていると思いますが、その経緯について、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　経緯でございます。１市４町合併前及び合併直後につきましては、旧４町時代の無料福祉バス等を定時定路線型で運行いたしておりました。その後でございますが、平成２１年度から２３年度の３年間は、全市的に運賃１００円で１３路線の定時定路線型コミュニティバスの実証実験を運行いたしております。その後、平成２４年度から３路線のコミュニティバスと地区内を利用者の希望する時間帯で運行しますデマンド型の予約乗合タクシーとの併用運行に切り替えております。それに加えまして、平成２７年度から２９年度の３年間につきましては、中心市街地活性化事業の一環といたしまして、街なか循環バスの実証運行を行っております。これらの実証実験の結果を踏まえまして、街なか循環バスの路線を一部継承しながら路線を再編いたしまして、平成３０年度からは４路線のコミュニティバスとしての運行をスタートさせております。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　今ご答弁いただいた、当初１３路線の実証実験から、３路線プラス予約乗合タクシーに変更されておりますが、効果は１３路線の実証実験より上回っておるのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　ご質問の平成２４年度からの見直しにつきましては、従来の運行形態では交通不便地域への対応が困難であったこと、利用機会の不平等があったこと、希望する時間帯に短時間で行きたい場所への移動をしたいという市民からの要望があったこと等によりまして、予約乗合タクシーの併用運行を採用したものでございます。１３路線で運行した最終年度でございます平成２３年度には、コミュニティバスの利用者数でございますけれども、１０万４１４２人、利用者１人当たりの運行経費が９１０円となっておりました。ご指摘の３路線プラス予約乗合タクシーの形態に変更しましてからは、平成２９年度の実績値としまして、利用者数がコミュニティバスで２万３２６７人、予約乗合タクシーで４万４２５１人、合計で６万７５１８人の利用があっております。利用者１人当たりの運行経費にしますと、バスと予約乗合タクシー全体で１４３７円となっております。バスの運行ルート等を大幅に変更しております関係で、一概に比較することは難しいと考えますけれども、利用者数や効率性という面におきましては、実証実験当時より上回ったとは言えない状況で、下回っている状況でございます。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　当初、平成２３年は１０万４千人、見直しをされて、２９年には６万７千人ということで、約３万７千人の方々が不便になったということですよね。今後、この実証実験をして、プラスになっていかなくてはいけないのに、実証実験をして、１３路線から３路線、プラスその予約乗合タクシーというのもありますけれども、マイナスになっているということだというふうに思います。

次に、現在運行しているコミュニティバスについて、よく市民相談などで聞かれるんですけれども、乗客が乗っていないバスが多いが、停留所が少ないのではないですかという、市民からよく聞かれますけれども、実態として各路線の乗車率、乗車数ではなくて、乗車率についてはどのようになっておるのか、お伺いをいたします。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　乗車率という概念でいきますと、座席数に対する乗車人数の割合ということになるかと思いますけれども、コミュニティバスの場合におきましては、バス停ごとの乗降がございまして、乗車人数が変動しますことから、一貫した率を算出することが難しい状況でございます。それにかわりまして、平成２９年度の路線ごとの利用者数を述べさせていただきます。頴田・飯塚線で利用者数年間４９０６人、１日平均にしまして２０．３人、庄内・飯塚線で４９２４人、１日にしまして２０．３人、筑穂・飯塚線で、全体で１万３４３７人、１日平均利用者数としまして５５．５人でございます。全体で言いますと、全体利用者が２万３２６７人、１日平均で９６．１人という状況でございます。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　これは一覧表を私ももらっておりますので、前年の平成２８年度と２９年度を比べると、さほど増加もしていないので、何らかの新たな取り組みも必要ではないかなというふうに思います。

　次に、乗車率アップに向けた取り組みについてですが、今答弁いただいた２８年、２９年の比較では、さほど増加していないということで、２６年から毎年のようにダイヤ改正や路線の改正、また、３年間の街なか循環バスなど運行されておりますけれども、年を追うごとに便利さや効果がないように思います。

次に、有効な対策を講じるためにコミュニティバスの利用実態の把握をするために、アンケート調査などをされておられれば、その内容についてお伺いしたいと思いますが、ありますでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　次期計画を策定するという目的で平成２９年度に、６５歳以上の市民から無作為に抽出しました３千人の方々を対象といたしまして、公共交通の利用状況に関するアンケート調査を実施いたしております。その中で、コミュニティバスに対する不満な点またはコミュニティバスを利用しない理由につきまして、当てはまると思われる選択肢を複数選ぶ方式で、３７５人の方々から回答を得ております。回答内容の主なものとしましては、「他の移動手段が便利である」というご意見の方が５割強で最も多いほか、「行きたいところに行けない」、「利用したい時間帯に運行していない」、「運行本数が少ない」、このご意見がそれぞれ３割半ばとなっております。また、「運行ルートや運行エリアがわからない」、「利用方法がわからない、わかりにくい」、こういった回答も３割半ばから４割弱に上っておりまして、一つに周知不足が課題となっているというところが伺える状況でございます。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　アンケートを伺いますと、４つぐらいですね、行きたいところに行けないと。それから、利用したいけれども、利用したい時間に走っていない。本数が少ないとか、数字はありますけれども。今、答弁いただいたこのアンケート結果を踏まえて、今後、乗車率とか乗車数を向上させるためにどのような取り組みが必要というふうに考えてあるのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　いろいろな意味で、運行の便数やバス停の数をふやすことによりまして、利便性を向上させることも必要なことと考えております。また、初めに答弁させていただきましたように、合併前後から運行形態に関する検証を重ねてまいりまして、現在に至っておるものでございます。今年度からは路線を再編したところでございまして、現在の運行形態を維持しながら検証を続けたいというふうに考えております。あわせて、先ほど課題と述べましたけれども、市民への周知を徹底したいというふうに考えております。現在のそれに対する動きとしましては、できるだけ身近な場所で利用ガイドを手に取っていただけるよう、市役所本庁及び各支所や交流センターに加えまして、市内の商業施設、病院、郵便局等にも配置いたしているところでございます。また、各地区の自治会長会などの場におけましての広報や、市の事業でございます「みんなの健康・福祉のつどい」の会場等におきまして、公共交通コーナーを設けて来場者へ広報する活動等も昨年に続き実施していく予定でございます。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　市民の皆様への周知は当然ですけれども、先ほども申し上げましたけれども、アンケート結果で乗っていない方が半分と、回答いただいた方々ですね。残りの半分の方が、交通手段が、別な交通手段で行かれているかどうかというのはわかりませんが、行きたいところに行けない、１つ目ですね。２つ目に、利用したい時間に運行していない。３つ目に、運行本数が少ない。行きたいところはどこなのかというのを、それからまた、利用したい時間は何時なのかなど、ここを細かく聞かなければ対策は打てないというふうに思います。ただアンケートの回答というだけではですね。ここクリアしてやはり、冒頭にも述べましたけれども、超高齢社会を安心できる飯塚市が責務を果たせるというふうに思います。ここをよろしく、またお願いをしたいと思います。

　次に、コミュニティバスを運行することによる効果について、伺っていきます。また、アンケート以外でも課題があるというふうに思いますけれども、どのように捉えてあるのか、お伺いいたします。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　効果と課題についてでございますけれども、コミュニティバスのこれまでの実績をバス停別に見ますと、穂波イオンなどの商業施設、中心商店街に近い街なか子育て広場、市立病院などの総合病院等で多くの乗降があっております。民間の公共交通機関のない地域にお住まいの高齢者等、いわゆる交通弱者にとりまして、買い物や通勤のための交通機関として一定の役割を果たしているということが事業効果として捉えております。課題といたしましては、先ほど答弁をいたしましたけれども、より多くの市民に利用していただくための広報の必要性が挙げられます。今後、コミュニティ交通の利用を必要としながら、利用に至っていない方々の把握、民間公共交通機関との効率的な連結と適切な役割分担による共存など、本市の公共交通体系全般について、さらなる研究、検証を行うことが必要であるというふうに認識しているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　次に、本年４月から従来の街なか循環バスが廃止され、新たな路線として４路線に再編され、運行されております。これにより新たに１８カ所のバス停が設置されております。一方で、一部のバス停が廃止されております。このバス停の新設した経緯、それから廃止になった理由について、お伺いいたします。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　平成２９年度まで中心市街地活性化事業の中で実証実験的に運行しておりました街なか循環バスにつきましては、先ほども申し述べましたとおり、新たなコミュニティバスに再編することにいたしております。その中で、中心市街地、菰田地区、川島地区等の１６カ所のバス停を廃止いたしております。理由でございますけれども、これらの地域では民間公共交通機関が充足していること、街なか循環バスの運行によって民間バス事業者と競合してしまうことがございます。一方、新設しましたバス停につきましては、各地区のコミュニティの拠点となる施設を運行ルートに編入して、中心市街地と結ぶことを目的とするもの、利用者が多いと考えられる団地付近に設置したもの、商業施設及びその施設までの経由地に設置したもの等がございます。また、新設の１８カ所のうち、具体的に言いますと、徳前、飯塚市役所、飯塚記念病院入口、五穀神、菰田市営住宅の５カ所は、従来から街なか循環バスのバス停として設置いたしておりましたけれども、徳前と飯塚市役所につきましては、路線の中でも利用が多かったこと、菰田地区にありますバス停につきましては、民間バス路線との代替が難しいことによりまして、今年度から新たな運行ルートの中で、コミュニティバスのバス停に組み込んだものでございます。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　種々、お話いただきましたが、新設されましたバス停について、今年度の利用状況について、お伺いいたします。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　利用状況でございますけれども、まだ２カ月間でございますので、状況の合計数で言いますと、多いところで２００名を超えるバス停が１カ所ございます。その他は１０カ所で２０名以上、７カ所で２０名未満となっておりまして、具体的に言いますと、一番多いのが飯塚市役所のバス停で、乗降客が２カ月で１２８人、少ないところでは筑穂の平塚地区が乗降客ゼロというところがございまして、新設されたバス停で利用状況に多少の差異が出てきている状況でございます。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　少ないところについては、周知を徹底していただいて、利用を伸ばしていただきたいというふうに思います。先ほども答弁の中で、民間バスと競合しているので廃止になってきたということですけれども、どの時間帯に何便競合していたのか、また、街なか循環バスは平成２７年から２９年の３年間の実証実験で運行されておりますけども、この間の運行形態の変化及び利用者数の推移はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　街なか循環バスは、先ほど言いましたとおり、街なか循環線、川島線、菰田線の３路線で運行しておりました。１点目のご質問の、民間バスとの競合でございますけれども、川島線及び菰田線で言いますと、それぞれ１日に２便を運航しておりましたが、川島線では、川島地区の３カ所のバス停において、また、菰田線では菰田地区の４カ所のバス停におきまして、運行しております２便とも停車時刻の前後で付近の民間バス路線に停車する便があり、競合している状況でございました。また、街なか循環バスを含みます３路線全てが停車いたします明治町など中心市街地の３カ所のバス停では、３路線の８便全てにおいて同様の競合が見られておりました。

次に、２点目の運行形態でございますけれども、街なか循環線が平成２８年度までは１日５便であったものを、利用が低調でございました早朝８時３０分発の便を１便廃止いたしております。それによりまして、平成２９年度から１日４便に切り替えております。また、平成２８年度には、菰田線の始発時刻を繰り下げるなどの運行ダイヤの変更を行っておりますほか、平成２９年度は各路線の始発のバス停を市役所からイオン穂波店に変更するなど、年度ごとに細かな見直しを行っております。

最後に利用者数の推移でございますけれども、平成２７年、２８年、２９年をそれぞれ路線ごとに述べますと、街なか循環線が、５５７８人から３９２４人、最終年度で３１９５人と低減いたしております。川島線では、２７年度が４２４９人、２８年度が４１２５人、平成２９年度が４１７１人と大きな動きはあっておりません。最後に菰田線は、平成２７年度が２０３２人、平成２８年度が２９７９人、平成２９年度が４０８１人と増加傾向でございます。３路線合計で言いますと、平成２７年度から２９年度にかけまして、１万１千人程度で大きな変更はあっておりません。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　もともと、街なか循環バスを走らせるエリアは、民間バス業者と競合しているところを走らせて、そこに実証実験をするのがちょっと理解できませんけれども。当然、実証実験が終わったらそういうエリアは廃止になるわけですけれども、何でそういうところを走らせていたんだろうかと。便利に使っていただいた市民の方は、今回、４月以降廃止になってどのように移動してあるのかと、ちょっと思います。そのエリアについてはちょっと、後ほどわかるところがあったらお伺いをします。今回、街なか循環バスのバス停の路線の再編ということで、運行形態を移行することで、市民の皆様に対してどのように周知を行ってきたのか、伺います。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

昨年の１１月から１２月にかけまして、特に影響が大きいと考えられます街なか循環バスの沿線となります立岩地区、菰田地区、片島地区、飯塚地区、この自治会長会に出席いたしまして、街なか循環バスのバス停の廃止等について説明をさせていただいております。本年になりまして、１月から３月にかけましては、庄内地区、筑穂地区、頴田地区、穂波地区の順に自治会連合会の定例会に出席しまして、地区ごとの路線再編に伴う影響を踏まえながら、平成３０年度からの運行形態について説明をさせていただいております。また、平成３０年度版の利用ガイドを３月１５日に全戸配布しますとともに、廃止予定のバス停につきましては３月３１日をもって運行を終了する旨の掲示を同時期に行っております。なお、継続して設置しますバス停につきましては、４月から新たな運行時刻表掲示に切り替えている状況でございます。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　今、自治会長会で廃止の決定を報告しているということですけれども、廃止の検討のときに、各自治会への打診であったり事前のヒアリングなどはなかったのか、お伺いします。また、自治会長会で該当の自治会長は了承されたのかどうか。それともう１つ、なくなるバス停について、３月３１日をもって運行を終了しますという旨の掲示をされておりますけれども、どのくらいの期間、３月３１日で運行を終了しますという張り紙をされたのか、お伺いいたします。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　路線の再編につきましては、各地区のまちづくり協議会からの推薦によります住民代表者等からなります飯塚市地域公共交通協議会で審議をいただいております。昨年度はこの協議会でご意見をいただきながら検討した上で、自治会長会に説明をさせていただいております。街なか循環バスのバス停廃止等に該当します地区の自治会長会では、バス停が廃止されることによりまして不便になるというご意見もございましたが、先ほど答弁しましたように、民間事業者との競合を避けて、市のコミュニティ交通と民間バス事業者が共存できる交通体系を構築する必要性があることを含めて説明させていただきまして、一定の理解をいただいているというふうに受けとめております。バス停の掲示につきましては、掲示から今はそのままでございますので、期間と言いますが、掲示してからはそのままでございますので、期間としましては今も継続して掲示している状況でございます。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　まだ廃止になった停留所に、いまだに張ったままということですね。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　バス停につきましては、新年度になりまして撤去いたしておりますので、掲示につきましては、掲示してから年度内ということになるかと思っております。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　３月３１日で廃止になったので、１カ月前から張り出していたとか２週間前から張り出したというところはおわかりにならないんですね。当然、そこを毎日利用される住民の方は、いついつ廃止になるんだというのがわかるものを長期間やっていただければというふうに、行ったらいきなり通っていないというようなことをお話されたので、されていたのかなというふうに思いましたけれども、ちょっとわからないということですね。

次に、街なか循環バスの一部バス停が廃止されたことに伴って、コミュニティ交通を利用する機会が少なくなった市民の方もいらっしゃると思います。利用券、回数券の払い戻しは行っていないということになりますけれども、飯塚市のホームページや回数券に払い戻しを行っていない旨の記載はあるでしょうか。また、３月に配布された利用ガイドには、払い戻しの不可というような記載はありませんけれども、払い戻し不可の判断は何によってされているんでしょうか、お伺いします。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

先ほどの利用券でございますけれども、１００円券の１３枚つづり、１３００円分を千円で割安の販売をいたしておりましたが、今言われますとおり、払い戻しについては行っておりません。これにつきましては、ホームページ利用者のガイド等において、回数券の払い戻しができない旨の記載というのはいたしておりませんでした。この理由につきましては、コミュニティバスや予約乗合タクシーでも利用ができますので、機会があることに活用していただくよう、市民からの問い合わせがあった際には説明をさせていただいております。確かに言われますとおり、ご指摘のとおり、周知の配慮というところでは反省すべき点があったというふうに感じておりますので、問い合わせがあれば丁寧に説明すると同時に、おくればせながらでも何らかの形で周知を、コミュニティバスなり予約乗合タクシーで利用していただくような形での周知に努めたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　中には１枚だけ使って処分されたというふうな年配の方もおられましたので、よろしくお願いします。民間のバスについても、バスカードはいついつまでしか使えませんよというのは、かなり前から、いろいろなツールを使って周知をしておりますので、千円ではありますけれども、千円もやっぱりかなり高額な金額でありますので、周知なり、今後また買うときに、またつくるときに、そういう回数券に、この券は払い戻しが云々というようなことを入れていただければ、また、よりわかりやすいのではないかなというふうに思いますので、お願いします。

次に、コミュニティバスの目的ですね、民間交通機関を補完する形で交通空白地域の市民を支援することにあるというふうに思いますけれども、本市、または担当部署の方のミッションは何でしょうか。それから数値的な目標は具体的にあるのかどうか、お伺いをします。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　ミッションということでございますけれども、公共交通機関でカバーできないところをこのコミュニティ交通で数多くカバーしようという趣旨でございます。したがいまして、数値的な目標というものは持っておりません。本市におきましては、コミュニティバスに加えまして、各地区内を運行します、予約乗合タクシーによりまして、個々の利用者の移動のニーズに対応しているところでございます。定時定路線型のコミュニティバスによりまして、中心市街地と各地区の拠点を結ぶとともに、デマンド型の予約乗合タクシーを各地区内で運行することによりまして、本市の目標といいますか、空白地帯のカバーというのは総じてされているという考えのもとに、現在のこの併用型のコミュニティ交通を運行させていただいております。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　ミッションについては、まだ別な部分が、本来、これから私もそうですけれども、年齢を重ねられて、安心して生活しやすい飯塚市、また、その地域の移動手段である交通を提供していく。そのために担当部署はどうしていくんだという、利用者をふやしていく、利用しやすいような形を取っていただくというふうに思いますので、ここはどこの自治体を見ても、なかなか結果として思わしくないところもありますけれども、飯塚市はこうこうこうやっているよと、自慢できるような形でさらに改善をいただきたいというふうに思います。

それから、後半になりますけれども、コミュニティ交通の体系については、一応、空白地も含めて確立されているというふうに受けとめておりますけれども、超高齢社会を見据えて、市民ニーズを酌み取り、利用促進につなげていくためにはどのような取り組みが必要というふうに考えてあるのか。また同じような質問になるのかもしれませんけれども、お願いします。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　担当部署におきましては、日々市民の方々からの多様な、さまざまな意見が寄せられております。全てに対応することはなかなか難しい状況ではございますけれども、先ほどから述べますように、民間公共交通機関との共存に配慮しながら、できることから改善をいたしまして、市民サービスを向上させることが、利用促進につながるものと考えております。今年度から市内８地区におきまして、まちづくり協議会等が主体となりまして、高齢者等の買い物対策としまして、地域運行型の車両の導入が検討されているところでございます。このような動きを踏まえまして、将来的に本市のコミュニティ交通をどのように構築すべきか、費用対効果を含めて総合的に検証することが必要になると認識いたしております。今の現状の運行形態が必ずしも最良とは考えておりませんので、今後、多方面のご意見を伺いながら、効率的で持続可能なコミュニティ交通体系を構築したいと考えております。

また、あわせまして議員の今回のご指摘の１つに周知不足というのがございます。確かに年度の計画の進み具合として、市民周知を踏まえた上で逆算しながら計画を立てることが必要だということを改めて感じておりますので、今後の計画変更につきましては、そこのところを踏まえまして、十分な市民周知が図られるようなスケジュール調整をしながら、よりよい路線の設定を考えていきたいと思っております。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　最後になってきますけれども、今、費用対効果ということでお話いただきましたが、冒頭にも述べましたけれども、運賃が低廉ということで、収支を均衡させることは極めて困難であると。純然たる営利事業ではないということを捉えていただければ、費用は、当然発生するものは必然かなというふうに思いますので、マイナスだからどうのこうのということにならないようにお願いをしたいと思います。

最後に、要望になりますけれども、今回廃止された地域の停留所の復活の検討、それからさらなる利用促進に向けて、現在、民間業者が行っております西鉄バス、堀川バス、昭和自動車、佐世保市交通局、西肥自動車などが採用しているフリー乗降制やフリー降車制を、飯塚市の今後のトピックとして、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。内容を見ると、飯塚市はどこでも停めるというわけにはいかないと思いますけれども、本線以外のところでは停められる余裕は十分あるかなというふうに思いますので、検討いただきたいと思います。これを最後に、この質問は終わります。

　次に、公共施設の工事について、お伺いをしていきます。近年、市庁舎や小中一貫校など大型公共施設の工事が行われ、既に引き渡しも終わり、使用されておりますけれども、中には新築にもかかわらずやり直し工事が散見されます。

特に、飯塚市の顔とも言うべき新庁舎においては、庁舎問題検討委員会から平成２４年３月に、飯塚市役所本庁舎は、いつものフレーズですけれども、建てかえが望ましいという答申が出され、また、新庁舎建設特別委員会など種々の検討がされ、設計、免震、建設など万全の体制で完成をしております。平成２９年５月の供用開始後、さほど月日もたたないうちに、２階の屋上広場の石板の不具合により、石板の撤去、再度石板の敷き詰め完了までに相当な期間を要しております。

また、他の施設においても引き渡し後に雨漏りが発生し、やり直し工事を行っております。やり直し工事に対し免疫のない私は到底理解できません。市の皆さんは、やり直し工事については抵抗力があるかもしれませんけれども、そんなことがあるのかなというふうに私は思っております。最近は大企業の検査数値の偽造、それから自動車会社のリコールの多さ、ＭＲＩ映像で患部の見落とし、これまで常識では考えられないことが日常的に発生をしております。今回質問する内容は、飯塚市の公共施設に対し、どのような工事、検査などが実施されているのか伺ってまいります。まず初めに、近年、飯塚市庁舎や学校施設等の大型建設工事が行われておりますが、その発注状況について、お尋ねをいたします。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　大規模改造工事や小規模な建設工事を除いた近年の大規模建設事業は次のとおりでございます。平成２４年度、飯塚市立病院本館新築工事。平成２５年度、川島公営住宅建設工事、飯塚第一中学校増築工事。平成２６年度では、飯塚市新庁舎建設工事、幸袋小中一貫校建設工事、穂波東小中一貫校建設工事、菰田保育所建設工事。２７年度では、子育てプラザ建設工事。２８年度では、鎮西小中一貫校建設工事、穂波東小中一貫校体育館建設工事、庄内元吉出張所建設工事。平成２９年度におきましては、長楽寺団地公営住宅建設工事などがございます。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　今答弁いただいた大型建設事業に対して、業者の選定及び施工管理体制はどのようになっているか、お尋ねをいたします。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　ただいまご説明いたしましたような、近年の大型事業の建設工事発注につきましては、地場業者育成の観点から、市内業者への発注を基本としております。また、施工管理体制につきましては、工事施工者への品質管理や設計図書の技術的な指導を行うために、設計内容を熟知いたしております設計事務所へ工事監理業務の委託を行っております。一級建築士によります施工管理体制をとって、管理を行っております。市の担当技術職員につきましては、工事監理者、工事施工者に対して、発注者としての視点に立った施工内容の指示や進捗状況の把握、関係機関との調整、書類精査などを行っております。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　次に、使用している資材、商品について伺っていきます。市役所の顔ともなる本庁舎１階の玄関ですけど、私は毎日玄関から入ってきますけれども、完成当時からうっすらと白くなっております。とても新築のアプローチとは言えません。既に何年も経過したように見えます。市長は裏から入られるか、表から入られるかはわかりませんが、見られたらわかると思います。旧庁舎の解体工事中であったということで、砂ぼこり等もあったと思いますけれども、あれはひどいなというふうに私は思います。幹部の職員の皆さんが気づかれておられるかのどうかわかりませんが、私は一級建築士の方が設計、商品を決めますけれども、汚れが目立つような石板、タイルを使うはずはないというふうに思います。各事業者においてさまざまな資材等が使用されていると思いますが、その使用した資材等が仕様書どおりなのか、適切なのかどうか、確認をどのように行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　資材や製品の確認方法でございますが、一般的に建築資材や製品などは多種多様にございます。施工者は設計図書及び仕様書に記載された内容に基づき選定を行い、材料等の承認願が工事監理者に提出されます。工事監理者は提出された承認願により、仕様書や工法等の確認を行い、市の工事担当課、建築課へチェックした書類を提出いたしております。市の工事担当者は最終的な確認を行い、工事監理者と協議を行い、使用することを承認しております。製品の色、柄に関しましては、設計者より提案されたものを建築物のデザイン等も考慮し、発注者である市の工事担当課及び事業所管課等と調整を行い、設計者と協議の上、決定をしておるところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　設計担当者の方が見られてふさわしいものを敷いてあるのだというふうに思いますけれども、もう少し、デザインとか色とか、汚れがつきやすい素材なのかどうかというところを研究されたほうがいいのかもしれません。

次に、手直し工事というところになりますけれども、次に、品質第一であるべきというふうに思いますけれども、先ほどから言葉として出てきております、手直し工事とはどういうものなのか、お伺いをいたします。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　一般的には、工事が完了して竣工検査で不慮の傷や施工不良の部分が発見された場合、部分的にやり直したり、是正する行為を総じて手直し工事と呼んでおります。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　冒頭にも述べましたけれども、大型建設工事で幾つか手直し工事があったというふうに私も聞いていますけれども、具体的にはどのような手直しなのか、また、それは全て終わっているのかどうか、確認をいたします。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　手直し工事の具体例ということでございますけれども、主には壁や床の汚れや傷、塗装不良、建具の調整等がございました。引き渡し前の検査で発覚した手直し事象に対しましては、全てが完了したことを確認した状態で引き渡しを受けております。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　次に、検査について伺っていきます。先ほども話しましたけれども、自動車会社のリコールの多さ、それからＭＲＩ映像の検査なども、しっかり行っておれば防げた事象というふうに思います。本市が発注した建設工事においても、検査や監督をしっかりやっておれば手直し工事は減らせるというふうに思います。そこで伺いますけれども、工事中の検査の体制について、指針というようなものがあれば、お願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　国土交通省の建築工事監理指針に基づきまして、以下のような検査を行っております。工事施工中の検査につきましては、施工者から工事監理者に検査依頼がございまして、工事監理者によります検査が実施されております。その結果が市の工事担当者へ報告されるようになっております。市の工事担当者は、工事施工状況の確認や定例会議の際、必要と判断する場合は工事監理者と同行して工事監督員として、工事中の検査を実施しております。工事中の施工状況に関しましては、市の工事担当者へ工事監理者より月報として工事施工監理の報告を受けて、確認をしておるところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　ちょっと次の部分、時間の関係で少し飛ばしますけれども、工事中から工事竣工時の検査について、どのような体制で検査してあるのか、お伺いをいたします。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　大型事業の工事監理業務を設計事務所へ委託している場合の検査の流れでございますが、まず、工事施工者が自主検査を行います。工事監理者による検査、続いて、市の工事担当課による工事監督員検査を行い、市の工事担当係長検査の順で行ってまいります。各検査が終了後、不具合や指摘箇所があった場合につきましては、適切に手直し工事を行わせることとしております。全ての手直し工事完了後に、竣工検査を検査員であります工事担当課長が実施しているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　今お話いただきましたけれども、業者による自主点検、それから次は工事監理者の検査、担当課の検査、係長の検査、最後に課長の検査と入念に検査をされておりますけれども、不完全箇所など１カ所もないというふうに誰もが考えますけれども、いざ引き渡しが終わると、先ほども話してきておりますように不具合が発生すると。なぜなのかと思いますけれども、不具合が発生した場所は検査していないのか、例えばまた、検査対象外なのか伺います。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　工事完了後、引き渡しを受けた後に、施設を実際に使用していく中で、例えば建具の開閉によります動作不良など、やむを得ず生じてくる不具合もございます。また、検査の際に、構造上どうしても見えない部分などがあるため、その結果、不具合が発生している場合もございます。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員にお知らせいたします。発言残時間が３分を切っておりますので、よろしくお願いいたします。６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　今ご答弁いただいた、構造上どうしても見えない部分がというふうに言われましたけれども、それは設計の段階で予測して、不具合が出ないように設計者等がすべきというふうに考えますけれども、どうなんでしょうか、そこは。

次に、不具合が発生した場合、どのように対応しておられるのか、伺います。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　不具合が発生した場合の対応でございますが、引き渡しを受けた施設の不具合に関しましては、飯塚市建設工事請負契約書第４１条、瑕疵担保に瑕疵の請求は引き渡しを受けた日から２年以内の期間に行わればならないとあり、瑕疵があることを知ったときは、その旨を直ちに受注者に通知しなければならないという規定となっておりますので、それに基づき対応しておるところでございます。

また、一般的には経過観察を要すものもありますので、竣工して１年目と２年目に経年検査を行い、その時点で建物の不具合状況の確認を行っておるところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　次に、具体的な内容として、引き渡し後に発生した不具合はどのようなものがあったのか、それからまた、どのように対応したのか、お伺いいたします。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　引き渡しを受けた後の不具合としましては、一般的に多い事案として、床や壁の小さなひび割れ、いわゆるクラックやフローリングの浮き、クロスの剥がれ、建具のたてつけ調整等がございます。

また、その対応でございますけれども、工事監理者、工事施工者、市と３者で協議の上、飯塚市建設工事請負契約書第４１条、瑕疵担保に基づいて速やかに是正工事を行っていただいているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　ないに越したことはないですけれども、しっかりとお願いします。

次に、不具合について、原因究明は行われておるのか、お伺いします。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

工事監理者、工事施工者、市の３者で不具合の発生原因、検証を協議し、原因究明を行っております。

○議長（藤浦誠一）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

最後になりますけれども、原因究明を行われているということで、今後まだまだ大きな事業があると思いますので、生かしていただきたいというふうに思います。今までるる伺ってきましたけれども、公共事業による土木工事、建設工事など全ての事業は、市民の皆様の税金で賄っております。少ない予算の中で、必要最低限の公共施設を建設しておるわけです。そんな中、建設した施設については、将来のためにも品質の高い施設であるべきというふうに思います。それと同時に、将来の人口規模に応じた施設であることも重要と考えております。今後も大型工事、公共施設等があると思いますけれども、不具合のない施設にするために、今後の対策を立案されることを要望しまして、この質問を終わります。

○議長（藤浦誠一）

　　暫時休憩いたします。

午前１０時５４分　休憩

午前１１時０５分　再開

○副議長（佐藤清和）

　本会議を再開いたします。５番　光根正宣議員に発言を許します。５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

公明党の光根でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回、障がい者福祉についてご質問いたします。

まず、障がい者の現状等についてお聞きいたします。本市の現在の障がい者手帳の所持者数について、身体、知的、精神の３障がいの種別ごとにどのような状況なのかお尋ねいたします。

○福祉部長（山本雅之）

本年３月末現在の身体障がい者手帳の所持者数は６４４７人で、その内訳は肢体不自由３５８１人、内部・免疫障がい１７７５人、聴覚・平衡機能障がい５８０人、視覚障がい４３７人、音声・言語・そしゃく障がい７４人となっております。肢体不自由、心臓や腎機能障がいの内部障がいの方が多く、障がい１級、２級の重度障がい者がその半数近くを占めております。次に、知的障がい者では療育手帳の判定別所持者数は、Ａ判定５４７人、Ｂ判定６１５人で合計１１６２人となっております。次に精神障がい者では、精神障がい者保健福祉手帳の等級別所持者数は、１級８５人、２級６４１人、３級３１０人の合計１０３６人で、２級所持者が全体の６１．９％を占めております。本市人口１２万９千人に対し、障がい者手帳の所持者数は８６４５人で、６．７％の割合で所持されております。なお、内閣府の調査データにおきましても、国民のおよそ６．７％が何らかの障がいを有しているというふうに分析されております。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　本市の障がい者手帳の所持者は８６４５人で６．７％の割合ということでございますが、どのように、この数字を分析されておりますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　まず、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、平成１９年度と平成２９年度の対比で９５．５％増と、約２倍近く伸びておりまして、同時に、福祉サービスの利用も非常に伸びてきております。また、障がい者の方は３障がいをそれぞれ重複して持っておられることがあります。障がい者手帳所持者のうち約３％、２６６人の方が重複障がいをお持ちなっております。特に、身体と知的障がいをお持ちの方の割合が多い状況となっております。次に、障がい者手帳を所持者の年齢構成は、身体障がい者手帳所持者では６５歳以上の割合が７６．２％、療育手帳所持者及び精神障がい者保健福祉手帳所持者では、１８歳以上６４歳以下の割合がそれぞれ６４．４％、７３．２％となっております。このことから、障がいの重度化、重複化、高齢化が特徴となっていると考えております。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　それを踏まえまして、本市の障がい者施策の取り組みについてお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　本市の障がい者施策は、国の障害者基本法、障害者基本計画に沿って、現在、平成２６年度から２０２３年度までの１０年間を第３期飯塚市障がい者計画の期間として、保健・医療、教育、雇用、社会参加、生活環境などあらゆる分野において、市が取り組むべき障がい者施策に関する基本的な考え方、方向性を分野ごとに進めておるところでございます。基本理念を「障がいのある人もない人も、ともにいきいきと暮らせる共生のまちづくり」として定め、４つの基本目標として、障がい者に関する正しい理解の促進、障がい者の権利の擁護、障がい者の自立と社会参加の促進、生活環境におけるバリアフリー化の推進を掲げ、事業施策を推進することとしております。また、平成２８年４月に障害者差別解消法が施行されたことを受けて、啓発の大切さを課題として、職員が各地域に出向いて市民啓発に取り組んでいるところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　障がい者施設等につきまして飯塚圏域におけます障がい福祉サービス等指定事業所数は、障がい者と障がい児に分けてどのような状況なのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　平成３０年５月１日現在、障がい者向け障がい福祉サービスにおいて、まず１つ目に居宅介護などの訪問系サービス指定事業所が１３０事業所ございます。次に、生活介護、自立訓練、就労移行支援などの日中活動系サービス指定事業所が１１７事業所ございます。次に、共同生活援助、いわゆるグループホームでございますが、施設入所支援などの居宅系サービス指定事業所が４５事業所ございます。最後に障がい児向け障がい福祉サービスにおいて、児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービスなど、障がい児支援サービス指定事業所が４４事業所ございます。なお、これらの障がい福祉サービス事業所指定は、福岡県において地域の各障がい者福祉サービスの供給量を考慮の上、許認可が行われております。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　就労支援等につきまして障害者総合支援法における就労系障がい福祉サービスは、就労移行支援事業、就労継続支援Ａ型事業所、就労継続支援Ｂ型事業所の３つの事業がありますが、現在のサービス利用はどのような状況なのかお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　本年３月末現在におけるサービス利用の状況でございますが、まず、就労移行支援事業については、圏域内の当該事業者数は１０カ所ございます。前年同期から１カ所事業所が増加しておりまして、本市からのサービス利用者は４６人となっております。次に、就労継続支援Ａ型事業所は、圏域内の当該事業所数は１０カ所でございまして、前年同期から２カ所事業所が増加しております。本市におけるサービス利用者は７９人となっております。次に、就労継続支援Ｂ型事業所の圏域内の事業所数は３１カ所でございまして、前年同期から１カ所事業所が増加しております。本市におけるサービス利用者は２７４人となっております。近年、これらの就労系障がい福祉サービス事業所は増加傾向にあり、より多くの障がい者の方が一般就労を目標とし、または一般就労に近い形態で働くことへの機会提供や自立促進が図られるものと考えております。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　では、これらの就労系障がい福祉サービスにおけます今後の課題はどのようなものがありますか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　就労系障がい福祉サービスにおける今後の課題といたしましては、就労先の確保や、就労に必要な知識や能力向上のためのさらなる支援が必要となりますので、障がい者基幹相談支援センターに設置します障がい者自立支援ネットワークの活動を通じて、障がい者ご本人や、家族に対する制度の周知、就労に向けての支援、一般就労への移行支援、一般就労の定着への支援などをハローワークや各就労支援事業所等の関係機関と連携をさらに進めてまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　実際にこれらの就労系障がい福祉サービスを利用する場合、どこに相談すればよいのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　本市では、嘉麻市、桂川町とともに、昨年７月に穂波庁舎内に開設いたしました障がい者基幹相談支援センターにおいて相談を承ります。内容に応じて、圏域の２５カ所の計画相談事業所につなぐとともに、就労が可能な場合は、ハローワークの相談窓口をご紹介しております。なお、障がい者基幹相談支援センターでは、就労系福祉サービス事業所、ハローワーク、特別支援学校の進路担当教諭、圏域の２５カ所の計画相談事業所などと連携し、相互理解を深めながら、就労支援に係る多様な課題解決に向けて取り組んでいるところでございます。さらに、福岡県では、障がい者就業生活支援センター事業において、筑豊地区内に３つのセンターを設置しておりまして、就労の定着に向けた支援を行っております。これら障がい者就業生活支援センターとともに、連携しながら、就労支援に取り組んでいるところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

障がい者の雇用に関しまして、るるお聞きしましたけども、就労先の確保、また就労支援事業所との連携はもちろんでございますが、就労先での障がい者一人一人の状況を見ながら、自立した人生を送れるよう継続的なサポートをしていただきたいと思います。一人一人同じ障がいでも、違った部分もありますし、また障がいによって、いろんな就労の仕方もあると思いますので、自分の障がいについて考えて、この仕事は合う、合わないとかですね、そういう部分もありますので、その辺しっかり個人個人に、面談というか、相談しながらサポートしていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、障がい者スポーツの普及推進についてお聞きいたします。障がいのある方がスポーツに参加することによって、スポーツに親しみ、喜び、楽しむとともに、体力の維持増進を図り自立と社会参加を促し、障がい者に対する理解促進に有効なものと考えますが、本市の取り組みはどのようなものでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　本市では例年５月に、飯塚国際車いすテニス大会が開催されておりますが、ホスピタリティー精神あふれるイイヅカ方式で運営されております車いすテニスを初め、本市における障がい者スポーツの活動拠点であります、サン・アビリティーズいいづかの体育室において、車いすバスケット、アーチェリー、サウンドテーブルテニス、フライングディスク、室内グラウンドゴルフなどの障がい者スポーツの普及促進を図っているところでございます。日ごろの練習成果を披露する競技会といたしまして、去る４月２９日日曜日に博多の森陸上競技場及びクローバープラザで開催された第５６回福岡県身体障害者体育大会に本市から４０名の選手が出場されました。本市からアーチェリー競技で１名、フライングディスク競技で２名の方が成績上位者として、１０月１３日土曜日から１０月１５日月曜日に開催されます第１８回全国障害者スポーツ大会福井しあわせ元気大会の福岡県選手団代表選手として選出されております。また毎年、障がい者当事者団体、ボランティア団体、学生ボランティア、障がい者福祉事業所などと連携しながら、さわやかスポーツ大会を開催しております。本年度は、去る６月１０日日曜日に約２５０名の参加のもと、障がい者相互の健康増進や親睦を深めるとともに、ボランティア団体や学生ボランティアの方々との交流を図るなどの取り組みを行っております。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　２０２０年、東京オリンピック・パラリンピックを前に、障がい者スポーツにも注目されていると思います。これまでリハビリテーションの一環という位置づけから、スポーツを楽しむという意識も広まっていると思います。先ほど答弁にありましたように、全国大会にも出場できるような才能のある選手がおられます。そういった選手に対する支援について、どのようにお考えでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　先ほど申しました全国障害者スポーツ大会福井しあわせ元気大会に出場されます福岡県選手団代表選手につきましては、旅費などの経費は原則、県費で助成がございますが、また本市では全国大会出場選手に対しましては、全国大会出場報償金の助成を行っているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

多くの障がい者の方々が、健康のため、また人生を楽しむため、いろんなスポーツで汗を流されております。その中から、このスポーツに生きがいを持ち、アスリートとして全国大会や世界大会を目指したいという方もおられると思います。しかしながら、本格的にスポーツに打ち込む場合、多くの課題に直面しなければなりません。競技を継続していく上で、用具や活動資金、練習場所、指導者の不足などがあります。本市においても、そういった方々に後押しできるような障がい者スポーツについて関係部署と連携していただき、推進していただきたいと思います。

次に、手話、また補助犬などの支援サービスについてお聞きいたします。まず手話に関してですけども、聴覚に障がいのある方を支援する手話の普及に関しまして、本市はどのような取り組みを行っていますか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　本市における手話の普及につきましては、障がい者当事者団体である飯塚市聴覚障害者協会とボランティア団体でございます飯塚市手話の会との連携が重要であると考えております。そのため、飯塚市聴覚障害者協会、飯塚市手話の会及び飯塚市社会福祉協議会、サン・アビリティーズいいづかの指定管理者でありますＮＰＯ法人いいづか障害児者団体協議会などの関連機関と連携し、定期的に調整会議を開催しながら、意思疎通支援者派遣事業、手話奉仕員養成講座の事業を円滑なものとするよう取り組んでいるところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　答弁にありました意思疎通支援者派遣事業並びに手話奉仕員養成講座の状況はどのようなものでしょうか。また、その他手話に関する市民啓発などへの取り組みはどのようになっているのかお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　意思疎通支援者派遣事業の登録通訳者は２２名で、派遣を利用した方が２８名、年間２７８件の利用結果となっております。次に、手話奉仕員養成講座は、昨年度１９名が修了しております。本年度から嘉麻市や桂川町と連携し、効果的な事業運営を考慮して、圏域での合同開催での取り組みを行っております。そのほかの取り組みといたしまして、嘉飯聴覚障害者協会及び嘉飯手話の会連絡協議会において、毎年、嘉飯手話スピーチ発表会を開催し、日ごろの学習成果を手話でスピーチを行うことにより、聴覚障がい者問題や手話に対する関心の喚起、理解促進を図ることとしております。本年度は７月２９日日曜日午後１時から桂川町住民センターにおいて開催予定となっております。また、飯塚市聴覚障害者協会では、市内小学校の４年生を対象に総合的な学習の時間において手話教室を開催し、実際に聴覚障がい者の方々と触れ合いながら、子どもたちの理解を深める取り組みを行っているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　意志疎通支援者派遣事業につきまして、この事業で登録通訳者は２２名ということですが、具体的にどのような資格が必要となるのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　登録通訳者の内訳は、手話通訳士１名、福岡県認定手話通訳者７名、手話奉仕員１４名となっております。手話通訳士は厚生労働大臣の認定の手話通訳技能認定試験に合格した人でございます。次に、福岡県認定手話通訳者は、手話奉仕員養成講座を修了後、手話通訳者養成講座を修了し、手話通訳者全国統一試験の合格をした方でございます。最後に、手話奉仕員は、飯塚市などが実施する手話奉仕員養成講座を修了した人でございます。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　年間に２７８件の利用があるということですが、実際どんな場面に利用されることが多いのでしょうか。また今後の利用動向や課題はどのようなものがありますか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　平成２９年度意思疎通支援者派遣事業の利用内訳で最も多いのは、病院への付き添い支援などの医療目的が１８６件と一番多くなっております。医療目的の利用は年々増加傾向にあり、利用者の高齢化に伴い、今後も増加傾向は続くものと考えております。現在、手話の有資格者が８名であり、人材を育成するためには少なくとも５年間の養成が必要となることから、通訳者の人材育成が課題となっております。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

やっぱり一番の課題は、その通訳者の人材を育成するのが、時間もかかるからですね、一番大事な部分になってくると思います。２００６年１２月に国連総会で、障害者の権利に関する条約が全会一致で採択され、手話を音声言語と同様に言語として定義づけられ、日本においても１１年に障害者基本法で初めて言語として認められました。耳が不自由な人が暮らしやすい社会の実現を目指し、各地で手話言語条例が制定されております。本市においても、昨年、秀村議員が質問され、また飯塚市聴覚者協会からも、この制定の要望が出されていたとお聞きいたします。制定に当たっては、いろいろ難しい問題や課題もあると思います。当事者の声、また市民の声をしっかりとお聞きいただき、本市の実情にあった手話言語条例の制定をお願いしたいと思います。

次に、補助犬についてお聞きいたします。身体障がいのある方の自立と社会参加を促進することを目的として、平成１４年１０月に施行されました身体障害者補助犬法により、現在では公共の施設、交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも、身体障がい者補助犬、いわゆる補助犬が同伴できるようになりました。法律や補助犬の役割について理解し、施設の方も周囲の方も補助犬の同伴を温かく受け入れていく必要があります。このような方を見かけたときに配慮すべき点はどのようなものがありますか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　身体障がい者補助犬は、目や耳や手足に障がいのある方の生活をお手伝いする盲導犬、聴導犬、介助犬のことで、ペットではなく特別な訓練を受けておりますので、社会のマナーも守れ、衛生面も管理されております。補助犬を同行されている方を見かけたときに配慮すべき点といたしましては、補助犬を触ったり、声をかけたり、食べ物をあげたり、口笛や手をたたいたり、携帯電話のフラッシュをつけて撮影しないなど、補助犬の仕事に影響が出ないようご理解、ご協力をお願いするものでございます。なお本市では、障がい者ガイドブックに、障がい者マークとして、「ほじょ犬マーク」を掲載いたしまして、障害者差別解消法とともに、その普及、啓発に取り組んでいるところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　この補助犬の福岡県内における現状はどのようになっていますか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　補助犬の県内の登録頭数は、盲導犬２２頭、介助犬、聴導犬については、登録はございません。また、現在補助犬の飯塚市内での登録はございません。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　本市の場合は登録がない、使用者がいないとのことですが、今後、使用される場合や他市、他県から訪問された場合、温かく受け入れていただきたいと思いますが、本市のホームページも載っておりますバリアフリーマップにも、この「ほじょ犬マーク」のついた施設を見ることができるようになっております。さらに、受け入れ先に対して、受け入れを理解してもらうため、民間施設へのアプローチはどのようになっておりますか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　福岡県が接客や受付などの場面で合理的配慮をわかりやすく解説いたしました障がいのある人への合理的配慮ガイドブックを作成しております。本市でも、このガイドブックを活用するなどしながら、民間施設への普及、啓発に取り組んでいるところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

大事なことは、この周知徹底だと思います。補助犬使用者の社会参加を後押しするために、普及、啓発に力を入れていただきたいと要望いたします。

次に、視覚障がい者に対して、音声コードというものがあります。どのようなものでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　音声コードは紙媒体に掲載された文字情報をデジタル情報に変えるための２次元バーコードでございまして、専用装置を使用することで、音声による読み上げが可能であることから、点字を未習熟な視覚障がいのある方々が情報を得るために有効な手段となります。また、音声コード対応携帯電話が発売されたことにより、今後、音声コードを貼付した文書の需要が増加することが見込まれます。また、障がいのある方に対する合理的配慮の提供は、平成２８年４月１日施行の障害者差別解消法において行政機関の責務とされており、昨年から市役所内においては、音声コードにかかる職員研修を実施しております。引き続き音声コード導入に向けて、一層の普及をいたしてまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

行政機関の責務ということですので、しっかりと取り組みのほうをよろしくお願いいたします。

次にヘルプマーク・ヘルプカードについてお聞きいたします。緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたヘルプマーク及びヘルプカードは、障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのものであり、ヘルプマークは昨年７月２０日、経済産業省におきまして、２０２０年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、日本人だけでなく外国人観光客にもわかりやすい案内用図記号とすることを目的に、案内用図記号の規格、ＪＩＳ規格が見直され、その中にヘルプマークが追加されました。このヘルプマークは、赤をベースにした白十字と白いハートマークを合わせた図柄でございまして、東京都が初めて２０１２年に導入し、続いて福岡県が２０１６年に、このマーク入りのカードが作成されました。そこで、このヘルプカード普及に向けた本市の取り組みはどのようなものでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

障がいのある方、認知症のある方、妊娠している方などの中には手助けが必要であっても、外見では不自由や障がいに気づかれにくい人、コミュニケーションがうまくできずに、なかなか伝えられない人がおられます。このような方がヘルプカードを所持していただき、困っているときに役立てていただくものでございまして、このヘルプカードには、その方が手伝ってほしいことが書かれております。まちでヘルプカードを付けた人が困っているように感じましたら、ぜひ手助けをお願いするものでございます。福岡県では、このような方々がカードを身につけておくことで、周囲の人が困っていることに、すぐに気づくことができるようヘルプカードとパンフレットを作成し、その一部は県内市町村に配付しております。本市におきましても、このカードを本庁、各支所の障がい福祉担当窓口に置いております。また、福岡県ホームページからもダウンロードでカードは入手することもできるようになっております。

本市では、昨年の新庁舎開設後、聴覚障がい者の方のための耳マークを、市役所窓口のみならず食堂や市内の公共施設等に設置して、障害者差別解消法に基づくきめ細やかな対応を行っているところでございますが、ヘルプカードにつきましても、今後、福岡県のツールを活用するなどしながら関係課と連携し、市民の皆様への普及促進の取り組みを図ってまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　本庁、各支所に置いているということでございますが、これまで実際、見かけたこともございません。各窓口で配布されたことや、また問い合わせ等はありましたでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　問い合わせにつきましては、年間でも数件、１０件程度の問い合わせでございます。その際は利用方法について説明し、また配布をいたしておるところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　普及のためには、まず実際に身につけていただくことが重要だと思います。関係団体などに配付してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　ご指摘のとおり、障がい者の方々の活動拠点でありますサン・アビリティーズいいづかにも置いておりますが、今後さらなる普及促進の取り組みを図り、関係団体への配布について関係課と連携して進めてまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

このヘルプカードは、特に緊急時や災害時にとても有効的なものであると思います。しかしながら、その存在自体があまり知られてないというのが現状であります。とてもよい取り組みにもかかわらず、知らなければいざというときに必要な支援を求めることができませんし、またスムーズな手助けができないと思います。障がいのある方など必要とする対象者への配布の促進、また一般市民への認知度向上に向けた取り組みを、ぜひともお願いしたいと要望します。

障がい者福祉にかかわるまちづくり、地域共生社会のまちづくりにおきまして、各施策を展開していく上で重要な鍵となるものは何なのでしょうか。市長の見解をお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

　市長。

○市長（片峯　誠）

障がいをお持ちの方への理解と支援について、多方面からご質問、そしてご提言をいただきましてありがとうございました。私もこれまで障がいのある子どもたちの就学相談、そして就学指導に長年かかわってきましたので、質問者と思いは同じだろうというように自負もしております。重要な鍵となるものは何なのか。私は一言で言いますと、障がいをお持ちの方、障がいへの理解、そして自分がそれを受けて何ができるかと考えることができる市民の育成だと思っております。特に、今後２０年、長寿命化時代を迎えますので、何らかの障がいを抱える方の数は、圧倒的に増加してくる時代になることが予想されます。そんな時代も見据えまして、本市では共生社会ホストタウンとして手を挙げました。そのことにより全国のモデルとなり、全国から視察も、今後相次いで来ることと相なります。そんな中で市民の皆さんが、またこれを機会に理解を深めていただくとともに、それに対する支援や取り組みをすることに誇りを感じられるような、そんな飯塚市にしていきたいと思っています。

具体的には、今行政として何ができるか、何をすべきかと考えたときには、ハードとソフトに分けて私は考えております。特にハードの整備につきましては、今後も体育施設や交流センターの整備が待っておりますので、その際には、障がいをお持ちの方々への合理的配慮の行き届いた施設にするよう職員ともどもに、それを注視して、完成までたどり着きたいとまず思っています。次に、ソフト面につきましては、これは障がいをお持ちの方、幼い子ども、そして高齢な方々、その全てに優しさを持って温かく接することができる飯塚市を、パラリンピック誘致、そして車いすテニスのジュニアを継続的に飯塚に招聘することによって、その意識も高めていきたいと思います。

きょう具体的に、ぜひ支援をということでご提言がありました障がい者スポーツに励もうとしている方々の、そういう市民の方の支援についても今後考えていかなければならないというように認識をさせていただいたところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

　市長、ありがとうございました。今回、一般質問するに当たりまして、自分も自分なりに勉強させていただきました。まだまだ未熟なところはありますけれども、今回、ノーマライゼーションという言葉を初めてお聞きしました。ノーマライゼーションとは、どの人にとっても当たり前のことを当たり前にと、これを実現するために社会環境側を整備していこうという考え方であります。障がい者の方々も一般市民として同様の、普通の生活や権利が保障されるよう本市もしっかり障がい者福祉の充実に取り組んでいただきたいと思います。以上で、一般質問終わります。ありがとうございました。

○副議長（佐藤清和）

暫時休憩いたします。

午前１１時４３分　休憩

午後　１時００分　開始

○議長（藤浦誠一）

　本会議を再開いたします。７番　川上直喜議員に発言を許します。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。私は通告に従い一般質問を行います。

第１は、筑穂地域における環境保全についてであります。１点目は、野見山産業株式会社の無許可の土砂埋め立て、筑穂元吉についてであります。集中豪雨の季節に入り、地元では、土砂災害や水害が心配されます。違法行為によって環境に影響があると指摘があった場合、市はどういう調査をしますか。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　筑穂元吉の土砂埋め立てについてでございますが、環境に重大な影響がある場合は、県の許可条件にもかかわることでありますので、県のほうと協議を行ってまいります。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　日鉄のボタ山跡地で野見山産業が行った、許可区域には埋め立てず、シャモットを掘り出して許可区域外に、無許可区域に土砂を積み上げ、軟弱土砂にはシャモットをかぶせる。こんな違法行為が明らかになりました。無許可埋め立ての期間、面積、土砂の量を伺います。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　埋め立てにつきましては、平成２８年８月１日から始まり、平成３０年５月１２日まで行われ、現在は搬入をストップしております。面積についてはわかりかねますが、土砂の量については、６月１６日にありました説明会の中では、７万５千立方メートルというふうに業者のほうから説明があっております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　飯塚農林の調査によると、無許可埋立区域は５千平方メートルを超えているというのが昨年の報告であります。この７万５千立方メートルは１０トンダンプ１万５千台分にも当たる量です。この中に福岡市発注の工事によって発生した土砂はどのくらいありますか。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　その点につきましては、わかっておりません。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　非常に不熱心な答弁です。福岡市は工事発注に当たり、建設発生土受入承諾書の提出を義務づけ、地元同意の証拠として、町内会長の名前と住所を書いて印鑑を押すことを求める欄があります。野見山産業が提出したという受入承諾書には、自治会長の名前、住所、印鑑があったか福岡市に聞いて調べたと思いますのでお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　その点につきましても、尋ねておりませんのでわかっておりません。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　福岡市からこの無許可で持ち込まれた量は１万２３００立方メートル。福岡市博多湾に浮かぶアイランドシティ、人工島での下水道築造工事によって発生した土砂であります。この土砂は当初、福岡市の指定処分場に持ち込む計画でしたけれども、指定処分場から、この土砂は地下水を多く含んだままであること等から、持ち込みを断られた。そういう土砂です。そういう土砂であることは、私は福岡市で確認してきました。福岡市にだめなものを飯塚市に無許可で持ち込んだというのが事実です。福岡市の手続が何らかの理由でゆがめられ、また許可区域外に無許可埋め立てとなった土砂、１万２３００立方メートルについて、福岡市が責任をもって撤去するように、飯塚市は求める立場があろうかと思います。お考えを伺います。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　福岡県の土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例の第１５条第１項により、土砂の除去、その他必要な土地で措置をとるべきことについては、福岡県が判断するものであり、市としては撤去について申し入れる考えはございません。市としましては、飯塚市自然環境保全条例の趣旨を踏まえ、市民の生活環境に対する不安を取り除くため、業者と地域住民が十分な協議が行える環境を確保してまいりたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　飯塚市が取り除かなくてはならないのは、不安ではなくて、現実にある危険を取り除くということじゃないんですか。福岡市に何の遠慮もする必要がないということを指摘したいと思います。

そこで、福岡県の土砂が持ち込まれていないか調べてますか。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　その件につきましても、確認しておりません。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　市長、どうしてこういうときに、どこの土砂が、違法に持ち込まれたかどうか調べさせないんですか。答弁求めます。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　飯塚市として、これは把握すべきことではないというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　市長、今の答弁でいいですか。

○議長（藤浦誠一）

　暫時休憩いたします。

午後　１時０７分　休憩

午後　１時０７分　再開

○議長（藤浦誠一）

　本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

先ほど申し上げました福岡県の条例に基づいて許可をされて、土砂が堆積されているものでございますので、市のほうが判断すべきものではないというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　住民の生命、財産に責任を負うべき飯塚市長として答弁に立てないというのは、残念なことです。

それでは、飯塚市の公共事業における建設発生土がここに無許可で埋め立てられていた場合は撤去するか、調査するか、市長にお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　飯塚市における公共事業による建設発生土の処分に関しましては、契約締結後速やかに、建設発生土処分計画書を提出させ、処分地及び埋め立て許可の有無により適正な処分計画がなされているかを確認しております。また、工事完了後には、建設発生土処分地確認書を提出させ、処分状況の写真により、計画書に沿った適正な処分がなされているかを確認しております。野見山産業への建設発生土処分につきましても、これらの書類によって適正に処分されているものと判断をしております。

また、建設発生土の埋め立て場所が許可エリア外であった場合につきましては、撤去するかとのご質問でございますけども、先ほどの市民環境部長の答弁と同様になりますけども、埋め立て許可権者であります福岡県が野見山産業に命ずるものだというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　納得いきません。２０１６年８月から日鉄の元ボタ山の東側、浦田地区側ですが、４６２３平方メートルにおいて、土砂埋め立て着手に当たり、市の環境保全条例に基づく事業計画の届け出がなかったことを市が見逃していたことが、今回、変更に関する届け出によって初めて明らかになりました。違法行為により環境が悪化した事実から、市の責任は重大であります。事実経過と要因、市の責任の所在を明らかにしたか、また野見山産業に対してどういう指導をしたかお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　平成３０年３月９日に本市自然環境保全条例に基づく届け出が提出された際に、２８年７月２１日に県から許可された事業に関し、本市の自然環境保全条例に基づく届け出がなされてないことが判明しております。届け出が必要な事業であるにもかかわらず、届け出がなされてない場合には、不適正な事業活動として届け出を出すように指導することになります。今回の件につきましては、その事実を発見することができませんでしたので、今後、県等関係機関と連絡を密にしなければならないというふうに考えております。野見山産業には、県条例に基づく変更許可申請が並行して行われるということであり、まずは市の条例に基づく手続がされてないことを指摘、指導した上で、前回の分を含めた条例に基づく届け出を提出させたものでございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　飯塚市の責任の所在を聞いてるでしょう。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　市としましては、条例の適切な執行について、状況の確認というのをすべきであったと思いますが、これにつきましては、確認できてなかったというのが状況でございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

誰の責任かと聞いてるわけです。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　これにつきましては、県のほうから許可を受けて、そういう事業がされてたということを私ども確認をしておりませんでしたので、できておりません。その点につきましては、十分ではなかったというふうに考えております。

（発言するものあり）

○議長（藤浦誠一）

　質問議員にお願いいたします。会議規則第４８条に基づき、発言は挙手をして、議長の許可を得て行ってください。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　明らかじゃない。市長の責任でしょう。このミスがなければ、このように住民に危害を与えるほどの無許可の埋め立てというのはできなかったでしょう。その責任を痛感するならね、自覚するならば、先ほど言ったような、福岡市にも調査をかけない、県にも聞かない、知りませんというような答弁はできないはずです。けしからない。

２点目は、日本エネルギーのメガソーラー開発、馬敷についてです。開発対象の金比羅山は歴史ある馬敷の豊かな自然風景の中で歴史的にもひときわ大きな存在です。香川県に本社を持つ開発業者がこの豊かな緑をなくしてしまう１７ヘクタールに及ぶ今回の開発について、福岡県に対する林地開発許可申請はいつ行われましたか。

○議長（藤浦誠一）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　林地開発申請につきましては、福岡県の所管課でございます農山漁村振興課に提出されることになりますが、昨日、６月２０日、確認をいたしておりますが、現時点では申請手続はなされておりません。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　本市に対する事業計画書の届け出等手続申請はいつ行われましたか。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　このメガソーラーの開発につきましては、届け出はまだあっておりません。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　林地開発許可申請も、本市の自然環境保全条例に基づく手続申請も行われていないのに、日本エネルギーが５月２５日、馬敷公民館で行った住民説明会に、市環境整備課の課長補佐が出席しています。誰から要請があり、どういう判断によるものか、事情を伺います。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　住民説明会の開催につきましては、日本エネルギー総合システムから聞きましたが、要請はどこからもあっておりません。説明会は、県への林地開発許可申請に当たり、県からの助言により開催されたもので、国の示す事業計画策定ガイドラインにおいても、事業計画作成の初期段階から、地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施することが推奨されていることからも、市条例の届け出前に周辺住民との調整を経て、実施されているものであり、条例の趣旨に背くものではないという認識のもと、職員を出席させております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　そういう例がありますか。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　これまでの条例の適用におきましても、届け出前に住民説明会が開催されたということはございます。条例に基づく届け出が必要な場合には、そういうことは当然あり得ることだというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　過去そういう派遣した事実があるかと聞いているわけですよ。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　そのようなことはございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　極めて異例であります。２年前には市の環境保全条例違反の野見山産業を見逃したわけですが、今回、日本エネルギーについては、住民説明会の対象を制限し、環境保全条例の手続を簡単にすませようとする開発業者の意図も感じられます。土砂災害や水害、炭鉱開発による出水、文化面での影響など、丁寧な検討と説明が、住民が納得いくまで十分に住民説明会を行われるよう指導すべきと思いますが、お考えを伺います。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　条例に基づく説明会につきましては、住民の理解を十分に得られるように進めていくようには指導をしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　第２は白旗山メガソーラー乱開発についてであります。１点目はノーバル・テクノロジーとの折衝についてです。悠悠ホームから３月９日、全ての土地を手に入れて、ノーバルグループが４月９日、本市と協議を行いました。来訪者、会社概要、計画内容、協議内容を伺います。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

ノーバル・テクノロジーの会社概要につきましては、形態としては合同会社というふうになっております。資本金は３００万円。事業としましては、エネルギー事業の企画、開発及び管理、機器と資材の調達及び販売、不動産取引、発電設備等の設計。本社は茨城県のつくば市島名４３７２番地、営業本部につきましては茨城県のつくば市天久保２－８－１８、代表社員としましては、株式会社ノーバル・ホールディングス、職務執行者は平文俊全さんというふうになっております。

○議長（藤浦誠一）

　都市建設部長。

○都市建設部長（今井　一）

　平成３０年４月９日の協議についてご説明いたします。当日の来訪者につきましては、株式会社ノーバル・ホールディングスから１名、株式会社ミラグリードから２名の方が来庁されております。対応しました職員としましては、市の土木管理課職員３名と環境整備課職員２名でございます。協議内容につきましては、開発に伴う進入路部分の市有地の占用及び調整池放流管のマンホール接続についてが主なものとなっております。このことについて内容でございますけれども、県から林地開発許可が下りた際に、市の所有地の占用申請を行うこと、また、占用箇所及びマンホール設置位置を開発区域に含めるとの内容でございました。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　悠悠ホームからノーバルに事業者は交代しても、同じコンサルタントが仕事をしてることがわかりました。このコンサルタントによる林地開発許可申請は悠悠ホームとして２０１６年９月に提出し、１２月に取り下げました。今度はノーバル・ソーラーとして４月２０日に申請しましたが、県が一部計画変更を求めていて、市長への意見照会もないままであります。この経過から、計画そのものに大きな弱点があることがわかります。その内容を伺います。

○議長（藤浦誠一）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　ただいま質問議員ご指摘のとおり、４月２０日に県のほうに申請書が出されておりますが、現在、書類の内容等について審査中ということでございました。記載の誤り等書類の不備等について、申請者に県より指示を行っているという最中であるとのことでございます。詳細の内容につきましては、私どもが聞き及ぶところによりますと、配置の問題、従前の悠悠ホームが提出した計画書から若干、配置関係、設備関係の配置等が変更になっているというふうなことで聞いております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　市の認識はそうでしょうけど、中心点は、水害対策についてであります。地元で乱開発ストップの世論が高まり、市長も市議会も、いわばやめてくれという態度を表明し、一条工務店や悠悠ホームが表舞台から消えて、ここに新たに進出するのは相当の覚悟が必要なはずです。

そこで、２点目は幸袋まちまちづくり協議会へ８００万円等の現金振り込みと市の対応についてであります。この協議会の予算規模と補助金の推移、補助金の総額を伺います。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　ご質問の幸袋まちまちづくり協議会の補助金の推移でございますけれども、まちづくり協議会ができましたのが平成２５年、２０１３年の３月でございますので、２６年度以降をご説明をさせていただきますと、予算としましては２６年が２９３万９千円。２７年度が５２６万６千円。２８年度が５７４万円。２９年度が６２４万４千円でございます。そのうち、補助金の金額で言いますと平成２６年が予算規模２９３万９千円に対しまして、２５７万６千円。平成２７年度が予算規模５２６万６千円に対しまして、補助金が２９８万円。平成２８年度が予算規模５７４万円に対しまして、補助金が３５６万円。２９年度が予算規模６２４万４千円に対しまして補助金額が２７２万９千円となっております。

○議長（藤浦誠一）

総額、総額が幾らになっているか。

○市民協働部長（森口幹男）

総額は算出いたしておりませんが、２６年度から２９年度で約２千万円の予算額に対しまして、補助金額が約１千万円強になります。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　まち協のそれぞれの構成団体に対する補助金を入れれば、もっと大きくなるわけですね。この協議会の賛助会員になったのはノーバル・ホールディングス、資本金１千万円ですか。それとノーバル・テクノロジー、資本金１００万円ですか。ノーバル・ソーラー、資本金１００万円ですか。どの会社ですか。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長・

○市民協働部長（森口幹男）

　申しわけございません。金額の授受については確認をさせていただいておりますが、今言われます３つの会社系列の中のどの法人格が入会されたのかというところまでは確認がとれておりません。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　そうすると、この質問は無意味ですか。まちづくり協議会が賛助会員として認めた理由、市として把握しましたか。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　入会の協議会への協議につきましては、３月の運営委員会で確認の上、入会を決定したという報告を受けております。目的につきましては、地域に貢献したいという趣旨だったというふうに確認をいたしております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　何もわからないって言うんですね。このまちづくり協議会の規約には、賛助会員に会費の規定がないんですね。現金を振り込んだのは、７つ聞きますよ。いつか。２番、誰か。３、その理由。４、８００万円という金額の根拠。５、調査の方法。６、結果をどう見るか。７、どういう助言を市がしたのか。お尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　７つの質問に私が記憶している範囲でご答弁させていただきます。

先ほど言いますように、運営委員会の決定につきましては平成３０年、２９年度中の３月に運営委員会で決定したという報告を受けております。それによりまして、金額の授受につきましては、４月の上旬にまちづくり協議会の口座に振り込みがあったという確認をいたしております。そのことにつきましては、情報提供を受けまして、４月の中旬に行政のほうで、まちづくり協議会の方に、会長のほうに確認をさせていただいて、状況を把握した状況でございます。趣旨につきましては先ほどから言いますけれども、事業の地域貢献としてまちづくりに活用して、活動に使ってほしいとの趣旨で受け入れたということを確認、意思決定したということでございます。

市の考え方でございますけれども、我々としましては、地域の自主財源の確保につきましては支援していく必要性があるというふうに考えております。したがいまして、市が事業者のほうに求めておりますけれども、地域の住民の方々の合意が得られるように、地域の住民と十分協議していただいた上で事業実施していただきたいという趣旨を考えておりますので、その点であれば、状況を注視していきたいというふうに思っておりますけれども、ことの趣旨がまちづくりに使っていただきたいという趣旨でございますので、財源確保という観点から見ますと、市のほうとしては、状況を注視いたしますけれども、否定されるべきものではないというふうな考え方でおります。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　誰から聞き取りをしましたか。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　情報提供を受けまして、即、地域のまちづくり協議会の会長のほうに担当課長のほうから確認をさせております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　ノーバル・ホールディングスの共同代表者２人については事情を聞きましたか。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　提供者のほうは確認はとっておりません。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　このまちづくり協議会のメンバーである幸袋地区社会福祉協議会への現金の振り込みについて、まちづくり協議会同様に調査しましたか。結果をお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　先ほどの８００万円の情報提供については、５月の中旬に情報をキャッチしまして、確認をさせていただいておりますけれども、今言われます３０万円につきましては、実際、存じておりませんでしたので、そこら辺の確認はいたしておりません。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　私は３０万円とか言ってませんよ。それで、ノーバルからほかの自治会や飯塚市に寄附がありましたか。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　そういった状況は確認ができておりません。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　調査はしたのかどうかお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　調査まではいたしておりません。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　調査まではっていうことは何をしたんですか。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　表現がまずかったと思いますけれども、調査いたしておりません。今回の８００万円につきましては、先ほど言いますように、担当課より協議会の会長で事実確認を行っております。それのみでございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　市長ね、あと１７０万円、飯塚市に振り込まれておったらどうするんですか。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　そこのところは確認をとれておりません。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　どういう会社かわからないところから、どういうお金かわからない、原資が何かわからないようなものを振り込まれてね、団体にしろ、自治体にしても困るでしょう。そういうことに全然関心がない。異常ですよ。

幸袋まちまちづくり協議会の口座に８００万円、幸袋地区社会福祉協議会の口座に現金が一方的に振り込まれてしまったことをもって、住民が白旗山メガソーラー開発を受け入れたとノーバルが言い張ることができますか。市の考えを伺います。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　繰り返しの答弁になりますけども、賛助会員としての加入及び金銭の振り込みにつきましては、協働のまちづくりの推進として地域に活用していただきたいという趣旨でございますので、その趣旨で地域も受け取ってありますので、今議員が言われますようなことはないというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　それを確認します。

３点目は一条工務店の開発計画についてであります。林地開発許可は一条工務店が受け、メガソーラー開発許可は光南溶工が受けて、土地は瀬戸内興建が昨年１２月に所有権移転請求権の仮登記をしたままであります。昨年３月２４日に飯塚市議会が開発中止要請決議をあげて以降、本市の主な取り組みを伺います。

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　光南溶工につきましては、申しわけありません―――。

○議長（藤浦誠一）

　川上議員にお願いします。もう一度、今の質疑をしていただけますか。

（発言するものあり）

○議長（藤浦誠一）

　市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　申しわけありません。光南溶工につきましては、３月２８日に現地調査、一条工務店と一緒に、県というふうな形で調査にこられております。それ以降につきましては、光南溶工のほうからは連絡がないような状況で、ただいま連絡をとっておりますけども、連絡がとれないというふうな状況でございます。

（発言するものあり）

○議長（藤浦誠一）

　挙手して質疑をしてください。

（発言するものあり）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

　光南溶工につきましては、４月にでも届け出等されるというふうな形で聞いておりましたけども、それ以降、向こうのほうから全く連絡がございません。先日も電話で連絡をとりましたが、ご回答がないような状況でございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　この間、片峯市長になって、市長が２人の社長との直談判は実現しませんでしたけど、面会したいという手紙を出して、出しただけで一条工務店と悠悠ホームは表舞台から撤退したんですね。今、遠く離れた岡山県の機械製作会社や茨城県の遊技業を母体とする会社が強引に開発を進めようとしてるわけです。国会でも取り上げられた案件です。全国が注目している乱開発です。お金をばら撒かれたら、青菜に塩だったというようなことになれば、飯塚の住民、市議会の心意気、市長の立場は台なしですよ。

そこで、これまでの取り組みの積み重ねの上に立って、市長に緊急課題として次の提案をしたいと思います。聞いてください。第１は、一条工務店の岩田直樹社長と光南溶工の山本和則社長、瀬戸内興建の津田裕美社長、さらに、ノーバル・ホールディングスの平文さん、お二人の下の名前読めないので、ちょっと言えませんけど、２人の共同代表に直接会って、開発中止と土地の寄附を求めること。第２は、福岡県知事に住民代表、市議会の代表とともに面会し、一条工務店の林地開発許可取り消し、ノーバル・ソーラーの申請は不許可とするよう申し入れること。この２点です。片峯市長、答弁を求めます。

○議長（藤浦誠一）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　今、担当のほうでそれぞれ連絡をとっておりますが、連絡調整ができてない状況でございます。もし連絡をつけることができまして、そして、お会いする意思は私も十分持っておりますので、その際には、地域住民との合意に基づかない開発はしないでいただきたいこと、また、私ども、そして地域住民との話し合いの場をしっかり持っていただくこと等について申し入れをしたいと思っています。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　第３は、麻生グループ会社への市有地無償貸し付けについてであります。今回の市長の判断は今、森友学園、加計学園と並ぶくらい全国で注目を浴びています。麻生グループを初め、契約当事者以外の介入の実態、それがどういう影響を及ぼしたか、正義は貫かれたか、調査が必要です。

そこで１点目は、契約書と確約書についてであります。今回契約書の内容及び前回契約書から変更した主な点とその理由を伺います。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　今回の契約書の内容、それと変更点ということでございます。

計画書につきましては、療育関連通所施設敷の貸し付けにつきまして、２０１８年４月１日から２０２３年３月３１日まで５年間延長するということでございます。貸し付けの条件といたしましても、２０２３年３月３１日までに土地を時価で購入しなければならないということで、そういうことを定めた契約でございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　３月６日付で療育振興プロジェクト代表取締役　川越　浩として、片峯市長宛てに提出された確約書があります。この内容と提出に至る経過、理由をお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　まず確約書の内容でございます。この確約書につきましては、この当該土地につきまして、市有財産の使用貸借契約書第５条の規定を遵守いたしまして、２０２３年３月３１日までに買い受けること確約するということ。それと、土地の買い受けにつきましては、飯塚市と協議の上、不動産鑑定に基づく価額で買い取るという確約でございます。提出に至った経緯といたしましては、昨年１２月市議会定例会において、療育施設敷の財産の無償貸し付けの議案について議決をいただいておりますが、本件議案に係る審議において、相手方に対して５年後までに確実に購入する意思を確認するという答弁を行っておりました。これを受けて土地購入を確実に履行するとの確約書の提出を受けたものでございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　麻生グループと本市、飯塚市の契約行為については、確約書がなければ契約が履行されないということをおっしゃってるわけですね。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　これにつきましては、本件の議案審議の中で、先ほども申しましたが、確実に契約の履行を求めるために確約書の提出を求めたということでございます。そういうことでございますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　麻生グループは、いつ本市との契約を破るかわからないということを麻生が認め、本市もそれをそうだと認めたということになりますね。

そこで２点目は、協議の経過と市長の決断についてであります。協議の当事者は、飯塚市と医療法人博愛会、株式会社療育振興プロジェクトの３者です。前市長時代に、穂波支所で６回行われています。出席メンバー及び協議の主な内容をお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　まず、第１回目といたしまして、平成２７年１２月１７日。出席者は、飯塚市からは健康・スポーツ課長、同係長、相手方から飯塚病院経営管理部長、京都病院事務長、株式会社日本メディカルプロパティマネジメント営業本部長、頴田病院事務長でございます。会議内容につきましては、売却予定地と今後のスケジュールについての協議でございます。

第２回目といたしまして、平成２８年２月３日。出席者は、本市から健康・スポーツ課長、同係長、社会・障がい者福祉課長、同課長補佐、同係長、相手方としまして、京都病院事務長、株式会社日本メディカルプロパティマネジメント営業本部長、頴田病院事務長、株式会社療育振興プロジェクト代表取締役社長でございます。このときの会議内容は、相手方から頴田病院敷、療育関連通所施設敷の無償貸し付けの延長の依頼があったものでございます。

第３回目といたしまして、平成２８年２月９日。出席者は、本市からこども・健康部長、健康・スポーツ課長、同係長、同担当主任、社会・障がい者福祉課長補佐、同係長、頴田病院側から飯塚病院経営管理部長、京都病院事務長、株式会社日本メディカルプロパティマネジメント営業本部長、頴田病院事務長、株式会社療育振興プロジェクト代表取締役社長でございます。会議の内容といたしましては、前回と同様に相手方から頴田病院敷、療育関連通所施設敷の無償貸し付け延長の要望がございました。また、頴田病院に係る経営状況の資料が提出され、部で協議するというような内容が話されております。

第４回目といたしまして、平成２８年７月１５日。出席者は本市からは、こども・健康部長、健幸・スポーツ課長、同係長、同担当主任、社会・障がい者福祉課長、同課長補佐、同じく係長、相手側からは飯塚病院経営管理部長、京都病院事務長、株式会社日本メディカルプロパティマネジメント営業本部長、頴田病院事務長、株式会社療育振興プロジェクト代表取締役社長でございます。会議の内容いたしましては、飯塚市側から相手方に頴田病院敷、療育施設敷とも売却することの意志に変更のないことを伝えております。

第５回目、平成２８年１１月２５日。本市からの出席者といたしまして、こども・健康部長、健幸・スポーツ課長、同係長、福祉部長、社会・障がい者福祉課長、同課長補佐、同係長、頴田病院側からは飯塚病院経営管理部長、京都病院事務長、株式会社日本メディカルプロパティマネジメント営業本部長、頴田病院事務長、株式会社療育振興プロジェクト代表取締役社長でございます。会議の内容といたしましては、相手方から頴田病院敷、療育関連通所施設敷とも無償貸付期間の延長を要望するものであり、また、飯塚市から平成２８年２月３日付けで要望を求められていたが、無償貸付期間終了後、土地を時価で購入してもらいたいということについては変更がないことについて飯塚市から伝えたものでございます。

第６回目といたしまして、平成２８年１２月２７日。出席者は本市から、こども・健康部長、健幸・スポーツ課長、同係長、福祉部長、社会・障がい者福祉課長、同課長補佐、同係長、頴田病院側から飯塚病院経営管理部長、京都病院事務長、株式会社日本メディカルプロパティマネジメント営業本部長、頴田病院事務長、株式会社療育振興プロジェクト代表取締役社長でございます。会議内容といたしましては、相手方から頴田病院敷については平成３０年３月３１日までに購入する方向で協議を進めたいという回答がありましたが、療育施設敷については購入すると赤字経営となることを理由に無償貸し付けの延長を希望するものでございました。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　以上は前齊藤市政時代に行われたものです。いずれも、頴田病院については契約どおり購入します。しかし、療育振興プロジェクトの関係はただ貸しを続けてくださいという態度だったんですね。第７回協議は前市長と前副市長がかけマージャン事件を暴露されて辞職表明した後の２月２日に、市長不在のもとに行われました。出席メンバー及び協議の主な内容を伺います。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　第７回、平成２９年２月２日の会議でございます。出席者は本市から、健幸・スポーツ課長、同係長、相手方からは株式会社日本メディカルプロパティマネジメント営業本部長、頴田病院事務長、株式会社療育振興プロジェクト代表取締役社長でございます。協議の内容は、土地の不動産鑑定の前提条件についての協議を行っております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　前市長時代には、頴田病院は契約どおりと。療育のほうについても飯塚市は譲らない、オッケーですよと言わない。そういうことでした。今言った第７回では、頴田病院の価額をどうするかについての協議があってます。これは後でまた触れます。

続く第８回協議は、２月２６日に市長選挙があったんですけれども、これを経て、片峯市長が就任されました。次まで、この８回協議が行われるまで７カ月たつんですね。９月１４日、本庁舎で行われて、第９回協議というのは、穂波支所で１１月８日。予定された第１０回協議は穂波支所で１１月１３日ということでしたけれども、それぞれの協議の出席メンバー及び協議の主な内容を伺います。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　まず第８回、平成２９年９月１４日。出席者は本市から、市民協働部長、健幸・スポーツ課長、同課長補佐、同係長、福祉部長、社会・障がい者福祉課長、同課長補佐、同係長、相手方からは飯塚病院経営管理部長、京都病院事務長、株式会社日本メディカルプロパティマネジメント営業本部長、頴田病院事務長、株式会社療育振興プロジェクト代表取締役社長でございます。協議の内容につきましては、頴田病院敷の売却に伴う不動産鑑定作業についての確認、療育関連通所施設敷の取り扱いの協議を行っております。また、株式会社療育振興プロジェクトからの「市有財産使用貸借延長のお願い」の文書が提出されております。

第９回、平成２９年１１月８日。出席者は、市側から健幸・スポーツ課長、同課長補佐、同主任、相手方は、株式会社療育振興プロジェクト代表取締役社長、株式会社日本メディカルプロパティマネジメント営業本部長、頴田病院事務長、京都病院事務長でございます。協議内容は、頴田病院敷の売却に伴う１２月議案提出に向けてのスケジュールの確認、売却価格についての協議、支払方法についての協議を行っております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　この一連の協議が長期に中断していた７月５日、別の協議が本庁２階生活支援課会議室で行われ、覚書や仮協定書を根拠にしていた療育振興プロジェクトに対して市は、最後に締結した契約書が有効であると通告しました。これは１年前に１月半かけて慎重に検討して市長決裁した方針を再確認して通告した重要なものであります。この協議の出席者をここで明らかにしてください。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　出席者は本市から、市民協働部長、健幸・スポーツ課長、同課長補佐、同係長、福祉部長、社会・障がい者福祉課長、同課長補佐、同係長、相手方から飯塚病院経営管理部長、京都病院事務長、株式会社日本メディカルプロパティマネジメント営業本部長、頴田病院事務長、株式会社療育振興プロジェクト代表取締役社長でございます。協議内容は、市は療育関連通所施設敷を売却協議から削除することはできないこと、頴田病院敷の不動産鑑定評価作業の協議、療育関連通所施設敷の協議について協議を行っております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　まだこのときまでは健全だったんですね。ところがその後、急展開が始まります。鍵になるのは９月１４日に療育振興プロジェクトが片峯市長宛てに「市有財産使用貸借延長のお願い」という文書を出しました。７月５日に通告を受けたのに、今度は口頭でなく、片峯市長宛ての文書で要求したわけです。この文書はその日のうちに市長まで届いて、決裁印を受けることになりました。異例のことであります。そして、１２月定例会への議案上程のタイムリミットが近づいた１１月１日には売却方針を放棄し、無償貸し付け延長要求を了承する社会・障がい者福祉課の起案がつくられ、再びその日のうちに市長にまで届いて決裁印が押されたわけであります。片峯市長宛てにお願いという表現で、口頭でなく文書で出したらどうかと市がアドバイスしたのはなぜですか。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　今、質問者がおっしゃいました市からのアドバイスというようなことは一切ございません。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　いずれ明らかになるでしょう。ところで、株式会社日本メディカルプロパティマネジメントの営業本部長で常務取締役、現在、専務取締役の相馬陽胤専務取締役が全ての交渉に出席して中心的な役割を果たしています。博愛会及び療育振興プロジェクトの委任を受けた代理人なのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　代理人かどうかということにつきましては、存じ上げておりません。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　その代理人かどうかわからない人と交渉したんですが、相馬陽胤専務取締役は２０１７年２月２日、市長不在となったもとで行われた第７回協議において、頴田病院敷地の買い取り金額についてどういう発言をしたのか、会議録から紹介してください。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　平成２９年２月２日の会議につきまして、相馬氏のコメント、これにつきましては、土地の不動産鑑定についての鑑定の前提条件のことについての話があっております。こちらについては、お互いの思うところの鑑定を出して協議するやり方もある、いわゆる相手方、飯塚市の思うところの鑑定を出して協議するやり方もあるんじゃないかというような発言があっております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　読み上げてください。

○福祉部長（山本雅之）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　これ途中からになりますが、更地については現実に建物があるのだから、鑑定の前提条件には考えていない。お互いに思うところの鑑定を出して協議するやり方もあるのではないか。１０年前も市と頴田病院側とでは前提条件が合わなかったため、当時も何も決定していない。こちらとしても土地を買い取るために、頴田病院の経営が悪くなり潰れてしまっては本末転倒なので病院が存続できる価格で買い取りを行いたいというような発言があっております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　いずれにしても、契約当事者でない者が協議に加わっていたわけです。本市が出席を認めた理由を伺います。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　この方は相手方の関係者ということの認識で、協議の出席をされているというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員にお知らせいたします。発言残時間が３分を切っておりますので、よろしくお願いいたします。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　この会社の概要を伺います。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　株式会社日本メディカルプロパティマネジメントは、本社所在地が福岡市早良区百道浜２丁目４番２７号、ＡＩビル８階、資本金１３９５万６千円。代表取締役社長は麻生　巌氏でございます。主な業務といたしましては、病院、介護福祉施設等のメンテナンス管理、各種点検作業及び法令遵守確認業務、各種委託契約コスト削減及び教育施設居住施設オフィスビル等に関するコンサルタント等を業務とする会社でございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　麻生　巌代表取締役社長、相馬清胤専務取締役、２人とも麻生太郎副総理・財務大臣とはおじさんとおいの間柄と聞いております。契約当事者でもない日本メディカルプロパティマネジメントにこの協議会の参加を認めるぐらいですから、市は知っていて当然です。このことを把握していたか、またこのことが出席を認める要因になったのではないかお尋ねします。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　この方は頴田病院を建てるときからの、当初からのいわゆる担当者として入っておられたということで、ずっと一連の協議に入られたというふうに聞いております。

（発言するものあり）

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　今おっしゃいました、おいとかいうことについては全く把握しておりません。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　契約当事者でもないのに協議に加わり、主導した日本メディカルプロパティマネジメントは小さな会社です。その設立の７カ月前の出来事について前齊藤守史市長は２００６年１１月６日の市議会病院・老人ホーム対策特別委員会で私に答弁しました。

その２カ月前の９月８日、午後４時からホテルニューオータニで行われた「福岡から総理・総裁を　麻生太郎外務大臣を励ます会」に出席した折に、麻生泰、当時、株式会社麻生代表取締役社長と２人で会って話をしたというわけです。そのとき、前市長は労災病院との医療等に関して、麻生飯塚病院がもしそこに来るということになれば、あまりに地域でガリバーになり過ぎるから、私は麻生飯塚病院を持ってくるつもりは全くないと述べたとの答弁でありました。

麻生グループの総本山、株式会社麻生の麻生　巌社長が代表取締役社長を兼任し、そのいとこが専務取締役を務めています。契約書どおりに方針を決裁し、確認した売却方針を無償貸し付け延長要求受け入れに変えてしまう契機になった昨年９月１４日のお願い文書は、日本メディカルプロパティマネジメントが主導して出させたものではなかったか確認していますか。

○議長（藤浦誠一）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　このお願いの文書は、株式会社療育振興プロジェクトのほうから出されたものでございます。

○議長（藤浦誠一）

　７番　川上直喜議員にお願いいたします。まもなく発言時間が終了いたしますので、最後の質問としてまとめていただきますようにお願いいたします。７番　川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

　市長にお尋ねします。私は繰り返し、地域に生きる大企業である麻生グループが、地元自治体との契約に反するみみっちいことを要求するべきではないこと。さらに、片峯市長が市長選挙に立つに当たり、一番に麻生太郎事務所に応援要請に行ったことを指摘し、市長自身、麻生グループ首脳に直接会って、社会的責任を果たせと申し入れるよう求めました。市長はその考えはないとのことでした。この際、麻生グループを初め、契約当事者以外の介入の実態、それがどういう影響を及ぼしたか、飯塚市政において正義は貫かれたか、市長はみずからの行いも含めて調査し、市民に明らかにすべきではないかと考えます。市長の答弁を求めます。

○議長（藤浦誠一）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　先ほど麻生事務所、そして麻生グループの話も出ましたが、その事務所がこのグループのさまざまなことに直接どうかかわってあるのか、全く私は存じませんし、恐らくそこのところも想定されていろんなお尋ねがあっているんだと思いますが、私の選挙で応援をしていただいたから、今回、療育関連通所施設敷のほうについては無償貸し付けの延長を行ったというようなことは、私自身の中でないつもりでございます。何を大事にするかという自分の心情として、私は市民とその未来のために仕事をするというように、自分の中で、自分軸として決めていますから、そのご指摘のような判断をしたつもりはありません。あくまでも、今回、この療育関連通所施設の地域への公共性、そして福祉性を考えた上で、ここが赤字経営である。でも、何とかここを地域に存続させてほしいというその思いから、今回、５年の延長ということをあえて受け入れた次第でございます。

（発言するものあり）

○議長（藤浦誠一）

　川上議員、川上議員、発言時間が終了しておりますのでご了承をお願いします。（発言するものあり）もう答弁もされましたので、これで終了してください。（発言するものあり）川上議員。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　２時０５分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２７名　）

１番　　藤　浦　誠　一

２番　　佐　藤　清　和

３番　　瀬　戸　　　光

４番　　兼　本　芳　雄

５番　　光　根　正　宣

６番　　奥　山　亮　一

７番　　川　上　直　喜

９番　　明　石　哲　也

１０番　　秀　村　長　利

１１番　　永　末　雄　大

１２番　　田　中　裕　二

１３番　　守　光　博　正

１４番　　江　口　　　徹

１５番　　梶　原　健　一

１６番　　吉　田　健　一

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　城　丸　秀　髙

１９番　　松　延　隆　俊

２０番　　上　野　伸　五

２１番　　田　中　博　文

２２番　　鯉　川　信　二

　　　２３番　　古　本　俊　克

２４番　　森　山　元　昭

２５番　　勝　田　　　靖

２６番　　道　祖　　　満

２７番　　坂　平　末　雄

２８番　　平　山　　　悟

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　井　桁　政　則

議会事務局次長　　許　斐　博　史

議事総務係長　　岩　熊　一　昌

書記　　山　本　恭　平

議事調査係長　　太　田　智　広

書記　　伊　藤　拓　也

書記　　今　住　武　史

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　梶　原　善　充

教育長　　西　　　大　輔

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　安　永　明　人

行政経営部長　　倉　智　　　敦

市民協働部長　　森　口　幹　男

市民環境部長　　中　村　雅　彦

経済部長　　諸　藤　幸　充

福祉部長　　山　本　雅　之

都市建設部長　　今　井　　　一

教育部長　　久　原　美　保

企業局長　　實　藤　和　也

　　国際交流推進室長　　原　田　一　隆

　　都市施設整備推進室長　　藤　中　道　男

　　環境施設等広域化担当次長　　永　岡　秀　作

公営競技事業所長　　山　本　康　平

福祉部次長　　石　松　美　久

都市建設部次長　　堀　江　勝　美